個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難	
一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける	一(同下)
項に配慮しなければならない。	項に十分に配慮しなければならない。
第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事	第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事
(寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務)	(削る)
(新設)	第一節 配慮義務
(新設)	第二章 寄附の不当な勧誘の防止
附則	附則
第三章~第六章 (略)	第三章~第六章 (略)
第二節 違反に対する措置等 (第六条・第七条)	第三節 違反に対する措置等 (第六条・第七条)
第一節 禁止行為 (第四条·第五条)	第二節 禁止行為(第四条・第五条)
(新設)	第一節 配慮義務(第三条)
第二章 寄附の勧誘に関する規制	第二章 寄附の不当な勧誘の防止
第一章 総則(第一条—第三条)	第一章 総則(第一条・第二条)
目次	目次
修正前	修正後
(傍縞の部分は修正部分)	

(同下)

三 (同下)

(削る)

第二節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第四条 (略)

(借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第五条 (略)

な状態に陥ることがないようにすること。

と。
 安附の使途について誤認させるおそれがないようにするこる財産の使途について誤認させるおそれがないようにするこ等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附されて
 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人

第二章 寄附の勧誘に関する規制

第一節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第四条 (略)

(借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第五条 (略)

-

	務の状況に関し、必要な報告を求めるこ
第七条 (新設)	こ必要と認めるときは、その必要の限度ではって、去人等で対し、第七条の閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特
(勧告及び命令)	(禁止行為に係る報告、勧告等)
	慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。
	限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配
(新設)	3 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な
	公表することができる。
	その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を
(新設)	2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、
	ことができる。
	に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告する
	同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等
に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。	しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に
めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘	ため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著
第六条 内閣総理大臣は、前二条の規定の施行に関し特に必要と認	第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していない
(報告)	(配慮義務の遵守に係る勧告等)
第二節 違反に対する措置等	第三節 違反に対する措置等

は、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとにおいて、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるとき条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合2 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四

るべき旨の勧告をすることができる。

を公表しなければならない。 | 4 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨 3

(権限の委任)

限(同条の規定による権限にあっては、国務大臣に対するものを第十四条の規定による権限にあっては、国務大臣に対するものを第一の場合の規定による権力

除く。)を消費者庁長官に委任する。

金に処し、又はこれを併科する。 違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰第十六条 第七条第三項の規定による命令に違反したときは、当該

とができる。

されているできる。

されているできるである。

されているできるである。

されているできるである。

とができる。

とができる。

とができる。

とができる。

とができる。

とができる。

とができる。

を公表しなければならない。 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨

(権限の委任)

(場合の) を消費者庁長官に委任する。 限(同条の規定による権限にあっては、国務大臣に対するものを権) 第十四条 内閣総理大臣は、第二章第二節及び前条の規定による権

金に処し、又はこれを併科する。 違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰 第十六条 第七条第二項の規定による命令に違反したときは、当該

第十七条 をしたときは、 第七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告 当該違反行為をした者は、 五十万円以下の罰金に 第十七条 ときは、 当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

処する。

附則

(施行期日)

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日か

日から施行する。

一 第五条、第二章第三節及び第六章の規定並びに附則第四条の

令で定める日

(略)

規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の

規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の

規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず

るものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める

日から施行する。

一 (略)

二 第五条、第二章第二節及び第六章の規定並びに附則第四条の

規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内におい

· て 政

令で定める日

(検討)

の | 第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の

規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の

規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず

るものとする。